

かながわ国際施策推進指針（第 4 版）	日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（2020 年 6 月）※関係項目抜粋	かながわの地域日本語教育の施策の方向性（2020 年 3 月）※前文省略
<p>施策の方向 1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり</p> <p>[施策の展開]</p> <p>① 外国籍県民等のコミュニケーションを支援するための日本語講座などの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍県民等向けの講座の実施 <p>② 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語ボランティア活動に関する講座 ・「多言語支援センターかながわ」における支援者等を対象とした研修の実施 	<p>オ 地域における日本語教育</p> <p>地域における日本語教育は、身分又は地位に基づいて在留する外国人等（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、家族滞在。令和元年末現在、約 139 万人）をはじめ、我が国が在留する全ての外国人を対象とするものである。地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語教育を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要があるが、在留資格や背景の多様化が進み、日本語学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様ではない。外国人等の日本語学習の意欲にも差があると言われている。また、外国人等の集住地域と散在地域があることや、日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域による差が大きくなっている。</p> <p>さらに、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、行政・地域国際化協会・NPO等の職員、ボランティア等の多様な者が、学習支援、教室運営等の様々な役割に応じて地域における日本語教育を担っていることから、都道府県及び市町村、企業、学校等の関係機関の連携・協力の推進を図る必要がある。</p> <p>そのため、各地域において、地域の実情に応じた日本語教育を実施するとともに、<u>日本語を学習する機会を提供すること</u>、一定水準の学習内容を示すこと、<u>日本語を教える人材の質の担保・量の確保すること</u>、学習目標の明確化等を通じて<u>外国人等の日本語学習への動機付けを図ることが</u>肝要である。これらを踏まえ、外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、<u>教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通ができるようになることを目指し</u>、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講じる。</p>	<p>(1) 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備</p> <p>国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、県に期待されている役割を踏まえ、各市町村や地域の実情に応じたコーディネートや支援を実施し、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。</p> <p>ア コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進</p> <p>県の地域日本語教育に関わる事業全体の統括を行うコーディネーター及び県域や各地域のニーズや実情に応じたプログラムの企画・調整等を行う地域日本語教育のコーディネーターを配置し、県内の地域日本語教育を推進する。</p> <p>イ 市町村等が地域の日本語教育について情報共有や意見交換できる会議等の実施</p> <p>市町村、市町村国際交流協会、関係機関等が参加する地域日本語教育に関する会議等を開催し、先進事例、外国籍県民等の生活状況や日本語ニーズの把握方法、新しい取組や工夫等（日本語教室のない地域における ICT 教材の活用や日本語講座の立ち上げ支援等）を共有し、各地域の実情に応じた取組を促進する。</p> <p>ウ 専門家による日本語講座開催の促進</p> <p>将来的に市町村でも実施可能となるような、体系的な初期段階の日本語指導、生活オリエンテーション等を組み込んだ日本語講座（モデル事業）を実施する。</p> <p>専門委員会（地域日本語教育）意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本語を単体で切り離して言語だけ学ぶのではなく、日本語と保健福祉、日本語と就労等、比較的早い段階からモジュール的いろんな分野で学べる講座にすると良い。 ○アカデミアの「はじめての日本語」よりももっと内容が充実した専門家の講座で学んだ後、地域の日本語ボランティア活動の場へ広がってくると良い。 ○専門家と地域のボランティアの役割や線引きを明確にし、うまく連携が図れる県の全体像ができると良いと期待している。 ○今回の事業の中心的なコーディネーターの役割がよくわからないと感じるので、もう少し内容を詰める必要がある。 ○国は日本語教育の新しい基準を公表する予定。新基準は、文化庁が出している生活上の行為のリストもレベル分けして整理する。その一覧ができると結果として、どこを目指して教えるのか、どのレベルを目指すのかということが検討できる。 ○日本語教育の基準について、もし CEFR の B1 レベル程度を目標とするならば、かなり高い目標であり、かなりのリソースの投入が必要となると思う。このレベルを目指して、各自治体が日本語施策を進めていくのは、正直なところ現実離れしていると感じる。

<p>かながわ国際施策推進指針（第4版）</p>	<p>日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（2020年6月）※関係項目抜粋</p>	<p>かながわの地域日本語教育の施策の方向性（2020年3月）</p>
		<p>(2) 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり</p> <p>外国籍県民等と地域社会の接点であり、相互理解の場でもある日本語教室が、より良い形で継続・発展していけるよう、市町村等と協力し、人材育成とネットワークづくりに努める。</p> <p>ア 市町村の日本語教育を担当する人材の育成</p> <p>市町村・市町村国際交流協会職員を対象に、「外国籍県民等の生活状況やニーズの把握」「市町村による日本語講座の運営企画」「日本語ボランティア教室の支援」等をテーマに研修を開催し、外国籍県民等が抱えている課題を解決し、社会参加を支援するような日本語教育の実施や、「相互理解の場としての日本語教育ボランティア教室」の継続・発展のための支援につなげる。</p> <p>イ 日本語ボランティア教室のリーダー的人材の育成、県域でのネットワークづくり</p> <p>地域における日本語教室の実践者（リーダー的人材）を対象に、「外国籍県民等の学習ニーズの把握」「日本語講座・教室の運営企画」「市町村・日本語ボランティア教室・関係機関との連携」等を考慮して、日本語教室を実践できる人材の研修を実施し、教室間・地域間のネットワークづくりの支援に努める。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p>専門委員会（地域日本語教育）意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「日本語を教えること」と「学びを支援すること」はアプローチが違う。学習支援者は教えたがいが強く、日本人の学習支援者ばかりが話しているケースも少なくないので、「学びを支援する」という方が全体としてうまく回っていくと思う。 ○「教室」と名付けると「教える」「教えてもらう」という人間関係になってしまう。そうではなく、本来の隣人としての関係、学習する外国人と一緒に地域のいろいろなところに関わりを持っていけるような場（マルチカルチャーワークショップ）を提供したいと考えている。 ○研修は、常に「教えるコンテンツをどう扱うか」または「教え方」のどちらかになるが、「学び方研修」の視点も必要。「何が学べるのか」ということを支援者や一般市民を巻き込んで考えられると良い。 </div>

<p>かながわ国際施策推進指針（第4版）</p>	<p>日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（2020年6月）※関係項目抜粋</p>	<p>かながわの地域日本語教育の施策の方向性（2020年3月）</p>
	<p>(2) 日本語教育に関する情報の提供等</p> <p>国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の<u>受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供する</u>ための必要な施策を講ずる。</p>	<p>(3) 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進</p> <p>外国籍県民等、日本語ボランティア、市町村や国際交流協会、企業等に対して県内の日本語教育に関する情報提供や相談対応を行う。特に、外国籍県民等に対しては、日本語学習ができる教室や機関、ICT教材を含む日本語学習の方法が十分伝わるよう、情報提供の充実を図る。</p> <p>ア 外国人コミュニティ、相談窓口等との連携による支援の充実</p> <p>多言語で外国籍県民等を日本語学習の場につなぐマッチングを行うとともに、外国人コミュニティとも連携し、SNS等の活用も含め、多言語での広報の充実に努める。</p> <p>また、多言語支援センターかながわや外国籍県民相談窓口、市町村窓口等との連携を図り、日本語学習機会の提供と多言語生活情報の提供を組み合わせ合わせた相乗効果を図れるようなサポートを目指す。</p> <p>イ 情報の収集と提供・相談対応・学習支援</p> <p>外国籍県民等に対し、日本語教室や日本語学校などの多様な学習の場の選択肢、ICT教材を含む学習方法のリソース等をインターネット、電話等により、必要に応じて多言語で情報提供を行う。</p> <p>また、市町村、市町村国際交流協会、日本語ボランティア、これから活動したい県民に対し、日本語教室の活動に必要な情報をまとめ、インターネット等で提供するとともに、学習支援方法等の相談を行う。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p>専門委員会(地域日本語教育)意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今まで日本語学校やボランティア教室、会議・研修は対面が普通だったが、新型コロナの影響でオンライン化が求められ、今まで参加できなかった方が参加できるような形が出来てきたこと(オンラインの方が出席率が上がる等)もあるので、何かしらの形でオンラインを活用することを考えていく必要がある。 ○対面だけではない関わり方がこれからとても大事になってくる。ICTを活用したモデル事業を県と一緒に考えていけると良い。 ○6月に国が公表したオンライン日本語学習素材をどう生かしていくのか。モチベーションの維持がオンライン学習は難しいので、継続していくために対面の学習支援や地域の人とのつながり、サポートが必要。 ○アフターコロナはもっとバーチャル世界も含めていろいろ考えられる。「神奈川に行きたい、日本語を学んで自分たちも地域社会に貢献したい」と思ってもらえるような動画を作ってはどうか。 </div>

<p>かながわ国際施策推進指針（第4版）</p>	<p>日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（2020年6月）※関係項目抜粋</p>	<p>かながわの地域日本語教育の施策の方向性（2020年3月）</p>
<p>⑧ 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在県外国人等の入学者選抜特別募集の拡大 ・ 多言語入学案内の配付 <p>⑨ 外国につながるのある子どもたちの教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPOや地域のサポーターと連携・協働した、日本語学習の支援、通訳者派遣などの必要な支援 ・ 「かながわハイスクール人材バンク」を活用した学習支援 ・ 公立学校における、日本語指導、教育相談などの支援の充実 	<p>ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育</p> <p>我が国の外国人労働者数は約166万人（令和元年）となり、身分に基づき在留する者や就労目的で在留が認められる者、資格外活動等、その内容は様々である。平成2年の入管法の改正以降、就労目的で来日する日系人の増加及び平成22年の在留資格「技能実習」の創設等により、我が国に在留する外国人労働者は増加を続けている。また、看護・介護分野においては、二国間の経済連携協定に基づく特例的な受入れ制度により看護師・介護福祉士候補者が国内の受入施設において就労・研修活動を行っている。</p> <p>日本で働くに当たっては、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう、生活に必要な日本語を身に付けることが必要である。また、職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要である。このため、職務に関連した日本語及び専門分野に関する日本語や生活に必要な日本語を学習する機会の提供等の措置を講ずる。</p> <p>ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育</p> <p>我が国の在留する外国人が増加する中、学校に在籍する外国人の子供の数も年々増加している。また、国際結婚家庭を中心に、日本国籍ではあるが、日本語能力が十分でない子供も増加しており、複数の言語環境にあって日本語指導が必要な児童生徒は合わせて5万人を超える状況となっている。</p> <p>さらに、出身国の多様化を背景として、これらの児童生徒の母語についても多言語化が進んでいるほか、特定の地域への集住化の傾向がみられるなど、外国人児童生徒等を巡る状況については従前にも増して複雑な様相を呈している。</p> <p>加えて、令和元年度に初めて実施された調査結果では、約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らかとなった。</p> <p>子供たちが生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講じる。その際、母語・母文化の重要性や、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、こうした施策を通じて、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、国際的な視点を持って社会で活躍する人材を育成するとともに、活力ある共生社会の実現に資す</p>	

<p>かながわ国際施策推進指針（第4版）</p>	<p>日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（2020年6月）※関係項目抜粋</p>	<p>かながわの地域日本語教育の施策の方向性（2020年3月）</p>
<p>施策の方向3 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援 [施策の展開]</p> <p>① 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」の運営 ② 大学、NGO、NPO、企業などと連携した留学生のための支援 ③ 卒業・修了後の地域社会への受入支援</p> <p>基本目標1 多文化共生の地域社会づくり 施策の方向4 多文化理解の推進 [施策の展開]</p> <p>①地域における多文化理解の推進 ②学校教育における多文化理解の推進 ③多文化理解を深めるための講座・研修・研究の実施・充実</p>	<p>る。</p> <p>イ 外国人留学生等に対する日本語教育 在留資格「留学」により、我が国に存在する外国人留学生（以下「留学生」という。）は約34.6万人（令和元年末）となっており、増加傾向にある。留学生は、留学を通して高度な知識・技能を身に付けた専門性を有する人材であり、日本の社会や文化への理解も深まっていることから、留学を終えた後の日本国内への定着・活躍が期待される。</p> <p>留学生のうち、日本国内での就職や研究を希望する者がその希望を叶えて活躍することができるよう、職場等において円滑に意思疎通を図り、日常生活を送るために必要な日本語能力のほか、業務に必要な日本語能力の習得等、留学生に対する支援の充実のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 国民の理解と関心の増進 外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。</p>	<p>(4) 多文化理解の推進 多文化共生の地域社会づくりを進めるため、県民が、外国人材の受入れ政策及び外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景・考え方の理解を深める機会や、より良いコミュニケーション方法を学ぶ機会等を提供する。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p>専門委員会(地域日本語教育)意見</p> <p>○若年層が入れる場がもっと必要。</p> <p>○一般市民が、やさしい日本語をもっと認識・理解しないと、これからの社会はうまく進まない。</p> <p>○外国人当事者や支援者だけでなく、市民の理解や市民のサポートが非常に重要。</p> </div>
<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p>その他専門委員会(地域日本語教育)意見</p> <p>○「かながわ国際施策推進指針」の中に、国の基本方針を踏まえて反映させていくことは、メリット・デメリットはあるものの、多文化共生に先進的に取り組んできた神奈川らしく反映できると良い。</p> <p>○「日本語教育の充実」という言葉だけ取ると言語教育のイメージが強い。「多文化共生の地域社会づくり」の目標の中に「日本語教育の充実」があるので繋がっていくとも思うが、「施策の方向」のタイトルとして「日本語教育の充実」のままでよいか、「施策の方向」の中に、日本語教育のこれまでの取組と新たな取組をどのように位置づけるかも含め、もう少し検討する必要がある。</p> </div>		